

## 身寄りのない高齢者支援事業補助金 質問・回答

質問	回答
<p>利用者向けに事業内容を周知できるチラシは事業者が作成し、提出するものになりますか。</p> <p>また、そのチラシは補助対象サービス以外のサービスが掲載されたチラシを提出してもよいですか。</p>	<p>チラシは、事業者で作成していただくものになります。</p> <p>また、補助対象サービスのみ掲載されたチラシで提出してください。</p>
<p>利用者が事業者を選択するのはいつですか。</p>	<p>補助金交付の申込時に選択していただくことになります。補助金交付が決定した際に、事業者へ利用者情報をお伝えします。</p>
<p>事業者の所在地について、法人登記の本店所在地を記載すべきですか。</p>	<p>事務所の所在地と本店の所在地が違う場合は、両方の所在地の記載をお願いします。</p>
<p>ICT見守り機器が故障し、交換する場合の費用については初期費用や月額費用として含むことができるものになりますか。</p>	<p>本人の過失による機器の破損・紛失による弁償費用は、利用者へ請求されるものになりますので、サービスの初期費用や月額費用の金額はその費用は含まない形で設定をお願いします。</p>
<p>自社の事業として身元保証業務をしていない場合は、身元保証会社と提携することでサービスを提供するという業務体制でも問題ないですか。</p>	<p>登録事業者要件として、身元保証等サービスを実施しているもの、があります。</p> <p>そのため、身元保証等サービスを実施していない事業者が、身元保証会社と提携してサービスを提供することは認めらず、非該当となります。</p>